

1	委託業務の名称	令和7年度企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）に係る マッチング支援業務委託（10月2日公募分）
2	履 行 期 間	自 契約締結日 至 令和8年3月31日
3	委 託 金 額	企業版ふるさと納税による大分県への寄附額1円に対し、 円（消費税及び地方消費税を含まない）

(総則)

(権利義務の譲渡等)

(再委託の禁止等)

第3条 乙は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり、事前に甲と協議し、書面により甲の承認を得たときはこの限りでない。

2 前項の主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等当該業務に係る基本的又は中心的なものに位置づけられる業務をいうものとする。

3 乙は、業務の一部（主たる部分を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲に提出し、承認を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

4 前項の規定は、乙がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときは、適用しない。

5 第3項なお書きの規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

6 乙が委託業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を乙が負うものとする。

7 第1項ただし書きの場合、乙は、自らの責任で再委託先（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の子会社を含む）に本契約に基づく一切の義務を遵守させることを条件として、甲の機密情報又は個人情報を再委託先に提供し、これを利用させることができるものとする。

8 前7項の規定は、甲の承認を得て再々委託（再委託の相手方が更に再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われることをいう。）する場合について準用する。

（委託業務の調査等）

第4条 甲は、必要がある場合には、乙に対して委託業務の処理状況につき、調査し、又は報告を求めることができる。

（報告書の著作権）

第5条 甲は、委託業務により乙が作成した報告書（第11条に定義する。）の著作権の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

（1） 乙が本契約に基づき著作物等の制作物（データ、資料、テキスト、設計図、デザインその他の作成物をいう。）を作成する場合、乙は、報告書に付与され

る著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条に規定する権利（ただし、汎用的なテンプレートに係る部分の権利を除く。）を、甲の同意のない限り、甲に無償で譲渡するものとする。

（2） 甲は、著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、乙の同意なしに仕様書で指定する報告書を改変し、任意に公表できるものとする。

（3） 乙は、甲の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条の規定を行使することができない。

（業務内容の変更等）

第 6 条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、委託金額又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

（損害の負担）

第 7 条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙の負担とするものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する理由による場合においては、この限りではない。

（義務違反の場合における損害賠償）

第 8 条 乙は、自らが本契約に定める義務に違反し甲又は第三者に損害を発生させた場合、甲の算定に基づき当該損害を補償又は賠償する責任を負担するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙が甲に対し賠償すべき額について、乙が協議の申し入れをした場合には、これに応じ、乙の義務違反の程度、損害発生の態様及びその他の事情を考慮し、賠償額の減額について協議を行うものとする。

（機密の保持）

第 9 条 甲及び乙は、本業務における「機密情報」を、本契約に基づき相手方から提

供を受ける技術情報及び行政の運営上の情報等で、次の各号に該当するものと定義する。

- (1) 秘密である旨が明示された文書、図面その他の有体物又は電子文書・電磁的記録として提供される情報
- (2) 秘密である旨を告知した上で、口頭で提供される情報であつて、口頭による提供後遅滞なく当該情報の内容が機密である旨を明示された書面により提供されたもの

2 甲及び乙は、別添「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき互いに機密情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、本業務を行うに当たり取り扱う個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報をいう。）について、別添「機密保持及び個人情報の保護に関する特記事項」に基づき、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じなければならない。

(実績報告)

第11条 乙は、月締めで令和7年度企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）に係るマッチング支援業務委託（10月2日公募分）実績報告書（第1号様式）を翌月15日までに甲に提出するものとする。

(委託金額の支払)

第12条 甲は、前条の報告を受けたときは、速やかに履行の内容を確認し、適合すると認めたときは、乙から適法な請求を受けた日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

2 甲は、乙から提出された報告書に不備を発見した場合、乙に補修を求めることができるものとする。この場合において、乙は直ちに補修し再提出しなければならない。なお、再提出された報告書の取扱いについては前項に準ずる。

(契約の解除)

第13条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

この場合において、解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責めを負わない。

- 1 乙に誠意がなく、完全に業務が完了する見込みがないと認められたとき。
- 2 契約の履行に関し、不正の行為があると認められたとき。
- 3 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。
- 4 本業務を処理するために乙が取扱う機密情報・個人情報について、乙の責に帰すべき理由による機密情報・個人情報の漏えい等があったとき。
- 5 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、本業務の目的を達成することができないと認められるとき。

(契約外の事項)

第14条 この契約に定めのない事項又は契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各自1通を保持する。

令和 7 年〇月〇〇日

甲

委 託 者

住 所 大分県大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号

大分県知事 佐藤 樹一郎 印

乙

受 託 者

住 所

商号又は名称

代表者氏名 印

第1号様式（第12条関係）

令和7年度企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）に係るマッチング支援業務
委託（10月2日公募分）実績報告書（令和〇年〇月分）

令和〇年〇月〇〇日

大分県知事 佐藤 樹一郎 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

令和7年〇月〇日に締結した令和7年度企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）
に係るマッチング支援業務委託（10月2日公募分）について、令和7年度企業版ふる
さと納税（地方創生応援税制）に係るマッチング支援業務委託（10月2日公募分）契
約書第12条の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

- 1 報告対象年月 令和〇〇年〇月分
- 2 添付書類
 - （1）寄附実績書（第1号様式）
 - （2）委託料精算書（第2号様式）
 - （3）（1）及び（2）の根拠資料

第1号様式

寄 附 実 績 書

受領寄附の内訳

寄附企業	寄附の使途	寄附額（円）	入金日	備考
				小数点切り 捨て

※月末までに寄附の入金が終了していないものは含めないこと。

第 2 号様式

委 託 料 積 算 書

寄附額（円）	委託料率	委託料（円）	備考
			当該金額に 1 円未満の端 数は切り捨て

(別添)

機密保持及び個人情報保護に関する特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、機密情報（本契約に基づき相手方から提供を受ける技術情報及び行政の運営上の情報等で、秘密である旨を示されたもの。）及び個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）（以下「機密情報・個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、人の生命、身体、財産その他の権利利益を害することのないよう、機密情報・個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による業務に関して甲から提供を受けた機密情報・個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の取得の範囲と手段)

第3条 乙は、この契約による業務を行うために機密情報・個人情報を取得するときは、利用目的を明示し甲の同意を得た上で、その利用目的を達成するために必要な範囲内で適法かつ公正な手段で取得しなければならない。

(目的外利用及び提供の制限)

第4条 乙は、この契約による業務に関して甲から提供を受けた機密情報・個人情報を契約の目的にのみ利用するものとし、本契約期間中はもとより契約を解除又は終了した後といえども、他者へ提供若しくは譲渡し、又は自ら用いる場合であっても他の目的に利用してはならない。ただし、甲の指示又は承諾を得たときは、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第5条 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた機密情報・個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理措置)

第6条 乙は、この契約による業務を処理するため収集、作成した機密情報・個人情報又は甲から引き渡された電子媒体に記録された機密情報・個人情報を漏えい、き損及び滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当該機密情報・個人情報の安全管理に努めなければならない。

2 乙は、甲が同意した場合を除き、前項の機密情報・個人情報を事業所内から持ち出してはならない。

3 乙は、第1項の機密情報・個人情報に関するデータ（バックアップデータを含む。）の保管場所を日本国内に限定しなければならない。

4 乙は、機密情報・個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、契約時に甲に書面（様式1）で届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様に、変更前に届け出るものとする。

5 乙は、この契約による業務を処理するために使用するパソコンや電子媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、甲が承諾した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。

6 乙は、この契約による業務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。

7 乙は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他機密、個人情報等の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。また、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講じなければならない。

8 乙は、機密情報・個人情報を、その秘匿性等その内容に応じて、次の各号に定めるところにより管理しなければならない。

(1) 金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管すること。

- (2) 電子データとして保存及び持ち出す場合は、可能な限り暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとること。
- (3) この契約による業務を処理するために情報システムを使用する場合は、次に掲げる措置を講じること。
 - ア 認証機能を設定する等の情報システムへのアクセスを制御するために必要な措置
 - イ 情報システムへのアクセスの状況を記録し、その記録を1年間以上保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置
 - ウ 情報システムへの不正なアクセスの監視のために必要な措置
- (4) 保管・管理するための台帳を整備し、機密情報・個人情報の受け渡し、使用、複写又は複製、保管、持ち出し、廃棄等の取扱いの状況等を記録すること。
- (5) 盗難・漏えい・改ざんを防止する適切な措置を講じること。
- (6) バックアップを定期的に行い、機密情報・個人情報が記載された文書及びそのバックアップに対して定期的に保管状況及びデータ内容の正確性について点検を行うこと。

(返還、廃棄及び消去)

第7条 甲から引き渡された機密情報・個人情報のほか、この契約による業務を処理するために甲の指定した様式により、及び甲の名において、乙が収集、作成、加工、複写又は複製した機密情報・個人情報は、甲に帰属するものとする。

- 2 乙は、委託業務完了時に、甲の指示に基づいて、前項の機密情報・個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 3 乙は、第1項の機密情報・個人情報を廃棄する場合、電子媒体を物理的に破壊する等当該機密情報・個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 乙は、パソコン等に記録された第1項の機密情報・個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では、当該機密情報・個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 乙は、第1項の機密情報・個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃

棄又は消去の年月日が記載された書面（様式２））を甲に提出しなければならない。
また、第１項の機密情報・個人情報を取り扱わなかった場合も甲に書面（様式２）により報告しなければならない。

- 6 乙は、委託業務完了後も第１項の機密情報・個人情報を同一内容の業務を行うために引き続き保有・利用する必要がある場合は、甲に書面（様式３）により申請の上、甲の書面（様式４）による承認を受けなければならない。
- 7 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（責任体制の整備）

第８条 乙は、機密情報・個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（業務責任者及び業務従事者の監督）

- 第９条 乙は、この契約による業務に関して機密情報・個人情報を取り扱う責任者（以下「業務責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、契約時に書面（様式１）で甲に報告しなければならない。業務責任者及び業務従事者を変更する場合も、同様に、変更前に報告するものとする。
- 2 乙は、業務責任者に、業務従事者が本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。
 - 3 乙は、業務従事者に、業務責任者の指示に従い本特記事項を遵守させなければならない。

（派遣労働者）

- 第１０条 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等機密情報・個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第２条に準ずるものとする。
- 2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による機密情報・個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(教育の実施)

第 11 条 乙は、業務責任者及び業務従事者に対し、この契約による業務に関する情報を取り扱う場合に遵守すべき事項、関係法令に基づく罰則の内容及び民事上の責任その他委託業務の適切な履行のために必要な事項に関する教育又は研修を実施しなければならない。

(意見聴取)

第 12 条 甲及び乙は、法令（甲の情報公開条例を含む。）に基づき相手方の機密情報が記載された文書の提供又は提出の請求がなされた場合には、法令の趣旨に則り、提供又は提出に関し、相手方に対し意見を述べる機会又は意見書を提出する機会を設ける等、提供又は提出に係る手続上の保障を与えるものとする。

(知的財産権)

第 13 条 乙は、甲が行う機密情報の提供は、乙に対して現在又は今後、所有又は管理するいかなる特許権、商標権その他の知的財産権の使用権及び実施権を付与するものでないことを確認する。

(対象外)

第 14 条 甲及び乙は、次の各号に該当する情報は、機密情報として扱わないことを確認する。ただし、機密情報に該当しないことはこれを主張する側において明らかにしなければならないものとする。

- (1) 提供時点で既に公知であった情報、又は既に保有していた情報
- (2) 提供後、受領者の責めに帰すべからざる事由により公知となった情報
- (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
- (4) 機密情報を利用することなく独自に開発した情報
- (5) 保持義務を課すことなく第三者に提供した情報

2 個人情報の取扱いにおいては、甲及び乙は前項を適用しない。

(契約内容の遵守状況の報告)

第 15 条 甲は必要があると認めるときは、乙に対し、この契約による業務に関する機

密情報・個人情報の管理状況及び情報セキュリティ対策の実施状況について報告を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第 16 条 乙は、この契約による業務の処理に関して機密情報・個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る機密情報・個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の漏えい等があった場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 乙は、甲との協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(監査、調査等)

第 17 条 甲は、委託契約期間中、乙が処理するこの契約による業務に係る機密情報・個人情報の取扱い状況について、報告を求めることができる。

2 甲は、乙がこの契約による業務において第 7 条第 1 項の機密情報・個人情報を取り扱う場合は、委託契約期間中少なくとも 1 年に 1 回、乙が処理するこの契約による業務に係る機密情報・個人情報の取扱い状況について、原則として当該作業を行う作業場所において機密情報・個人情報を取り扱う委託契約に係る実地検査をするものとする。

3 甲は、以下の各号に該当する場合は実地検査を書面報告に代えることができる。
なお、乙から提出された書面報告の内容に疑義がある場合は、原則として実地検査をするものとする。

一 乙がプライバシーマーク又は ISMS (JISQ27001 (ISO/IEC27001)) の認証を取得している場合

二 乙の作業場所について、セキュリティ対策として乙の従業員以外の立ち入りを禁止している場合

- 三 乙の作業場所が県外等の遠隔地にある場合
- 四 甲から乙に提供した個人情報について氏名を番号に置き換える等、容易に照合することができない程度の匿名化処置を講じている場合
- 五 乙が要配慮個人情報が含まれる個人情報又は特定個人情報を取り扱わず、かつ、取り扱う個人情報の人数が 100 人未満の場合
- 六 契約期間が 1 ヶ月以内、かつ、甲が実地検査を行うと納期の遅延をもたらすおそれがある場合

様式1（第6条及び第9条関係）

令和〇年〇月〇〇日

大分県知事 佐藤 樹一郎 様

住所又は所在地

受託者名 氏名又は商号

代表者氏名

機密保持及び個人情報保護に関する特記事項に係る作業場所及び業務
責任者・従事者の報告（変更）について

令和 年 月 日付けで契約を締結した令和7年度企業版ふるさと納税（地方
創生応援税制）に係るマッチング支援業務委託（10月2日公募分）に係る機密保
持及び個人情報保護に関する特記事項第6条第4項及び第9条第1項に基づき、
機密情報・個人情報を取り扱う作業場所、業務責任者及び業務従事者について、
下記のとおり報告します。

記

1 作業場所

--

2 業務責任者

所属・役職	氏 名	連絡先

3 業務従事者

所属・役職	氏 名

様式 2（第 7 条関係）

令和〇年〇月〇〇日

大分県知事 佐藤 樹一郎 様

住所又は所在地

受託者名 氏名又は商号

代表者氏名

機密保持及び個人情報保護に関する特記事項に係る機密情報・個人情報の廃棄
・消去について

令和 年 月 日付けで契約を締結した令和 7 年度企業版ふるさと納税（地方創生
応援税制）に係るマッチング支援業務委託（10 月 2 日公募分）に係る機密保持及び個
人情報保護に関する特記事項第 7 条第 5 項に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 甲に帰属する機密情報・個人情報の取扱いの有無 （ 有 ・ 無 ）

2 機密情報・個人情報について下記のとおり廃棄・消去

	内容	備考
1 情報項目		
2 媒体名		
3 数量		
4 廃棄・消去の方法		
5 責任者		
6 廃棄・消去年月日		

※ 1 が「無」の場合、2 の記載は不要

※ 廃棄・消去を外部に委託した場合は、その証明書を必ず添付すること。

様式 3 (第 7 条関係)

令和〇年〇月〇〇日

大分県知事 様

住所又は所在地

受託者名 氏名又は商号

代表者氏名

機密情報・個人情報の保有・利用の継続について

令和 年 月 日付けで契約を締結した令和7年度企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）に係るマッチング支援業務委託（10月2日公募分）に係る機密情報・個人情報について、下記のとおり引き続き保有・利用したいため、申請します。

記

1 継続保有・利用の理由	
2 情報項目	
3 業務責任者・作業場所（予定）	
4 保有・利用の継続期間（予定）	

様式4（第7条関係）

令和〇年〇月〇〇日

受託事業者名 様

大分県知事

機密情報・個人情報の保有・利用の継続について

令和 年 月 日付けで申請のあった上記の件については承認します。

機密情報・個人情報の取扱いについては「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき、必要且つ適正な措置を講じてください。

なお、機密情報・個人情報を引き続き保有・利用する必要がなくなった場合は、特記事項第7条第2項に基づき、速やかに機密情報・個人情報を廃棄又は消去し、同条第5項に基づき、廃棄又は消去した旨の証明書を提出してください。